

* * * * *

博 多 港

臨港地区内の分区における 構築物の規制について

* * * * *

福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課

目 次

- 1 臨港地区及び分区の指定について… 1 頁
- 2 臨港地区内の分区における構築物の規制について… 2 頁
- 3 臨港地区内の行為の届出について… 7 頁
- 4 博多港臨港地区建設可能構築物一覧… 8～10 頁
- 港湾法港湾施設一覧表… 11 頁
- 市長指定区域図… 12～14 頁
- 関係法令… 15～27 頁

1. 臨港地区及び分区の指定について

臨港地区とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、港湾区域と一体として機能すべき陸域であり、都市計画法第8条第1項第9号の規定により臨港地区として定められた地区又は港湾管理者が港湾法第38条に基づき定めた地区です。

この臨港地区の区域内においては、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるため、臨港地区を機能別に区分して、目的の異なる建物、施設等が無秩序に混在することを防止する必要があります。

このため、臨港地区では、港湾法第39条の規定により港湾管理者が分区を指定することができることになっています。

博多港では、「博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」（以下「分区条例」という。）において、次の6港区を指定しています。

- (1) 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- (2) 特殊物資港区 石炭、鉱石その他の大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
- (3) 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- (4) 保安港区 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- (5) マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- (6) 修景厚生港区 景観を整備するとともに、厚生を増進を図ることを目的とする区域

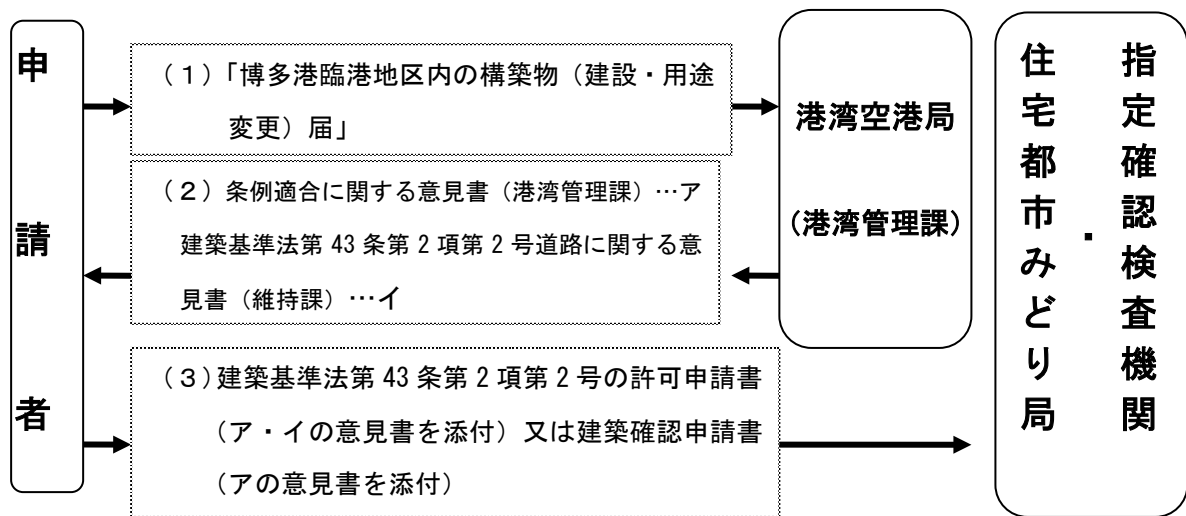
2. 臨港地区内の分区における構築物の規制について

臨港地区内においては、港湾法第 40 条の規定により、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物で分区条例に定めるものは建設できません。

そのため、臨港地区内で建築物等の確認申請を行う場合には、港湾空港局の意見書が必要であり、建築物等の用途が分区条例に適合するか否か、事前に港湾空港局と協議してください。この意見書が添付されていない確認申請書は、住宅都市みどり局又は指定確認検査機関において、受理されません。

なお、意見書の発行については、建築物等の用途が分区条例に適合するか否かを適切に判断する必要があり、港湾空港局との事前協議においては「博多港臨港地区内の構築物（建設・用途変更）届」を提出してください。

* * 建築確認申請（臨港地区内）の手続きについて * *



- (1) 港湾空港局（港湾管理課）へ「博多港臨港地区内の構築物（建設・用途変更）届」を提出してください。
- (2) 審査後、分区条例に対する適否の意見書（港湾空港局長から住宅都市みどり局長又は指定確認検査機関の長宛）と、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号道路に対する意見書（港湾空港局長から住宅都市みどり局長宛）を発行します。
- (3) 意見書受理後、建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号道路の許可申請書又は建築確認申請書に添付して住宅都市みどり局又は指定確認検査機関へ提出してください。

箱崎ふ頭においては、農林水産大臣認定の食品工業団地が形成された区域がありますので、事前にご相談ください。

別紙 1

(1) 事業の内容と構築物の具体的用途

※構築物をどのような事業のために、どのような用途に使用するのか、博多港又は臨港地区内の事業所との関係について具体的に記して下さい。

(2) 搬入・搬出する貨物（原料や製品など）の種類と量及び輸送に関する計画

イ. 搬入する貨物

(単位：t／年)

貨物の種類	博多港を利用する貨物		博多港を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送ルートと輸送方法	量の概計	輸送ルートと輸送方法	
合計					

ロ. 搬出する貨物

(単位：t／年)

貨物の種類	博多港を利用する貨物		博多港を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送ルートと輸送方法	量の概計	輸送ルートと輸送方法	
合計					

博多港臨港地区内の構築物（建設・用途変更）届

令和 年 月 日

福岡市港湾空港局長様

届出者 住所

氏名

臨港地区内の構築物（建設・用途変更）について、次のとおり届け出ます。

1.敷地の地名地番または住居表示	福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
2.該当分区	<input checked="" type="checkbox"/> 商港区 <input type="checkbox"/> 工業港区 <input type="checkbox"/> 保安港区 <input type="checkbox"/> 特殊物資港区 <input type="checkbox"/> マリーナ港区 <input type="checkbox"/> 修景厚生港区 <input type="checkbox"/> 無分区
3.敷地面積	〇〇〇㎡
4.主要用途	【全体】倉庫 【届出部分】事務所 【届出以外の部分】倉庫, 事務所
5.工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input checked="" type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
※用途変更の場合、記入	【変更前の用途】事務所 【変更後の用途】倉庫 【用途変更理由】倉庫が手狭になったため、2棟ある事務所の1棟を倉庫に用途変更するもの
6.建築面積	【届出部分】200㎡ 【届出以外の部分】800㎡ 【合計】1000㎡
7.延べ面積	【届出部分】220㎡ 【届出以外の部分】880㎡ 【合計】1100㎡
8.建物の数	【届出に係る建築物の数】 1 【同一敷地内の他の建築物の数】 2
9.構造	【届出部分】鉄骨造 【届出以外の部分】鉄骨造
10.工事予定期間	(着手) 令和〇〇年〇〇月〇〇日～(完了) 令和〇〇年〇〇月〇〇日
11.添付書類※建築確認申請において(イ)が必要な場合は(イ)を、(イ)が不要な場合は(ロ)を、建築確認申請が不要な場合は(ハ)を添付して下さい。	(イ) 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可申請書(2部) <input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認申請書(1部) (ハ) 位置図・配置図・平面図・立面図・断面図(各1部)
12.事業計画 ※港湾法第38条の2に基づく行為の届出書を提出済みの場合は不要です。	(1)事業の内容と構築物の具体的用途 別紙1のとおり (2)搬入・搬出する貨物(原料や製品など)の種類と量及び輸送に関する計画 別紙1のとおり

別紙 1

(1) 事業の内容と構築物の具体的用途

※構築物をどのような事業のために、どのような用途に使用するのか、博多港又は臨港地区内の事業所との関係について具体的に記して下さい。

<記入例 1> 当社は〇〇の卸業をしており、メーカーから博多港経由で仕入れた〇〇を小売店に卸すために〇〇を保管する倉庫 1 棟と事務所 2 棟を構えていたが、倉庫が手狭になったため、事務所 1 棟を倉庫に用途変更するもの。

<記入例 2> 当社は国の許可を得た一般貨物自動車運送事業と国に登録した倉庫業を営んでおり、博多港経由で搬入・搬出される貨物をはじめ、依頼された貨物の運送や保管を行うための事業所として事務所と倉庫を新築するもの。

<記入例 3> 当社は〇〇の製造をしており、その製造工場と〇〇を保管する倉庫及び事務所を新築するもの。

なお、原料の一部は博多港経由で仕入れ、製品の一部は博多港経由で〇〇に搬出する予定である。

<記入例 4> 臨港地区の事業所の従業員や事業所に入出入りする運送車の運転手などを対象とした商品を置くコンビニを新設するもの。

(2) 搬入・搬出する貨物（原料や製品など）の種類と量及び輸送に関する計画

イ. 搬入する貨物

(単位：t/年)

貨物の種類	博多港を利用する貨物		博多港を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送ルートと輸送方法	量の概計	輸送ルートと輸送方法	
冷凍食品	120	〇〇港→定期コンテナ船→博多港アイランドシティ・コンテナターミナル→コンテナトレーラ→新設倉庫	120	〇〇工場→トラック→新設倉庫	240
飲料水	240	〇〇港→定期フェリー→博多港箱崎ふ頭→トラック→新設倉庫	480	〇〇工場→トラック→新設倉庫	720
合計	360		600		960

ロ. 搬出する貨物

(単位：t/年)

貨物の種類	博多港を利用する貨物		博多港を利用しない貨物		貨物の量の合計
	量の概計	輸送ルートと輸送方法	量の概計	輸送ルートと輸送方法	
冷凍食品	20	新設倉庫→トラック→博多港香椎パークポート→定期フェリー→〇〇港	220	新設倉庫→トラック→九州各地のスーパーの倉庫	240
飲料水	40	新設倉庫→トラック→博多港香椎パークポート→定期フェリー→〇〇港	480	新設倉庫→トラック→九州各地のスーパーの倉庫	720
合計	60		600		960

3. 臨港地区内の行為の届出について

臨港地区は、港湾区域に接続する港湾を管理運営するため必要な地区であって、そこでは多くの事業場又は工場等がそれぞれの目的に従って諸々の活動を行っていますが、これらの活動を自由に放置しておくと港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずるおそれがあります。

このような見地から、臨港地区内での新增設等の一定の行為について、港湾法第38条の2の規定に基づく届出を行わせ、港湾管理者に一定の行為をチェックする機能を付与し、それが港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずるおそれがある場合には是正措置を行わせることとしています。

※届出の対象となる行為

港湾の開発、利用及び保全に著しい影響が生ずるおそれがある施設（水域施設、工場・事業場 等）の建設又は改良であり、この行為に係る工事の開始の日の 60 日前までに、港湾法施行規則で定めるところにより港湾管理者に届け出ることであります。

- ① 水域施設、運河、用水きよ、排水きよの建設・改良（港湾法第38条の2第1項第1号）
- ② 次の③の工場等の敷地内の廃棄物処理施設（専らこの工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設の建設・改良（港湾法第38条の2第1項第2号、港湾法施行令第15条の2）
- ③ 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計が 2,500 m²以上又は工場又は事業場の敷地面積が 5,000 m²以上であるものの新設・増設（港湾法第38条の2第1項第3号、港湾法施行令第15条の3）
- ④ 爆発物その他の危険物取扱施設、揚水施設の建設・改良（港湾法第38条の2第1項第4号、港湾法施行令第15条の4）

4. 博多港 臨港地区 建設可能構築物一覧

商 港 区 【条例別表第1】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物倉庫（付帯施設としてのものを除く。））、危険物置場、貯油施設、船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。）

※ 11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業[※]の用に供する事業所及びその付帯施設

※ 市長が指定する事業

- ア 水先案内業 イ サルベージ業 ウ 海事代理士業 エ 通関業
オ 港湾清掃業 カ その他港湾に関する事業

- (3) 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設

- (4) トラックターミナル及び卸売市場並びにこれらの付帯施設

- (5) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、入国管理事務所、検疫所、植物防疫所、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署[※]の事務所並びにその付帯施設

※ 市長が指定する官公署

- ア 地方農政事務所 イ 動物検疫所

- (6) 港湾関係者のための銀行出張所及び保険事務所

- (7) 港湾関係者のための給油所

- (8) 港湾関係者のための展示施設及び会議施設

- (9) 港湾関係者のための商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号又は同条第6項各号に掲げる営業の用に供するもの（以下「風俗営業等施設」という。）を除く。

※ 市長が指定する便益施設

- ア 郵便局

- (10) 市長が指定する区域内においては、展示施設及び会議施設並びにホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であって商港区の目的を著しく阻害しないもの

※ 市長が指定する区域

- ア 展示施設、会議施設及びホテルに係る区域 【12 ページ赤色部分】
福岡市博多区沖浜町の一部及び石城町の一部
イ 商店及び飲食店に係る区域 【13 ページ青色部分】
福岡市博多区沖浜町の一部、石城町の一部及び築港本町の一部

特殊物資港区 【条例別表第2】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）

※11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設

工業港区 【条例別表第3】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設

※11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) 原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造業又はその関連事業の用に供する工場及び研究施設並びにこれらの付帯施設

- (3) 原料の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存するガス事業又は熱供給事業の用に供する事業所及び研究施設並びにこれらの付帯施設

- (4) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

保安港区 【条例別表第4】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号の2、第9号、第9号の3及び第10号の2に掲げる港湾施設（船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。） ※ 11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。

- (2) 危険物倉庫、危険物置場及び貯油施設

- (3) 消火施設その他の危険防止施設

- (4) 給油業者その他危険物を取り扱う業者の事務所及びその付帯施設

- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

マリーナ港区 【条例別表第5】

- (1) 港湾法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
※ 11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。
- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船その他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
- (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所
- (4) レクリエーション用船舶の利用者のためにマリーナの付帯施設としてこれと一体的に整備されるスポーツ施設その他市長が指定する福利厚生施設
- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) レクリエーション用船舶の利用者のためのホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし、風俗営業等施設を除く。

修景厚生港区 【条例別表第6】

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
※ 11ページ. 港湾法港湾施設一覧表参照。
- (2) 市長が指定する区域内においては、図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの
- (3) 市長が指定する区域内においては、スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設その他市長が指定する福利厚生施設であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの
- (4) 海上保安部、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその付帯施設
- (5) 市長が指定する区域内においては、休泊所、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの

※ 市長が指定する区域

条例別表第6(2)、(3)、(5)に係る区域【14ページ緑色部分】

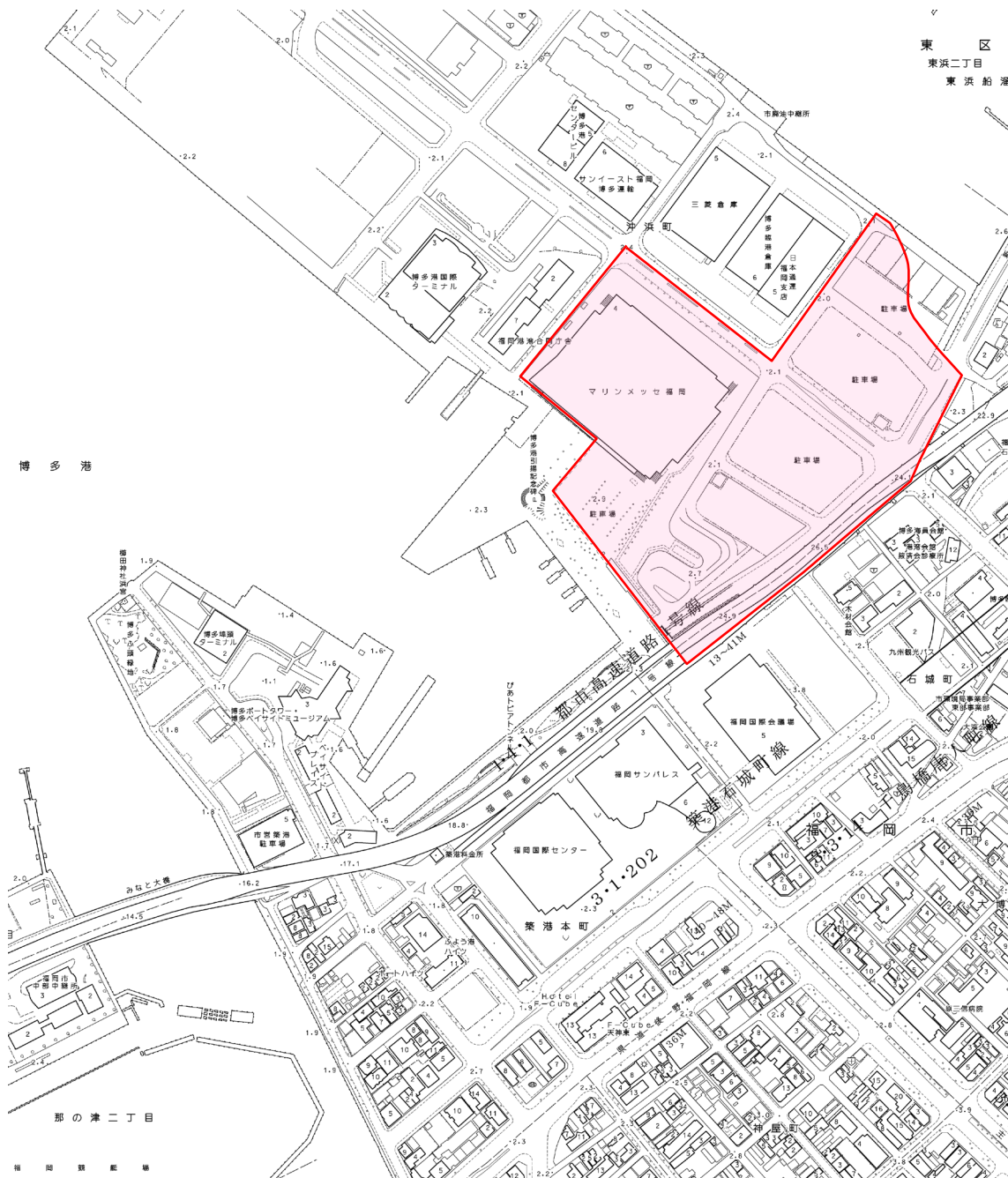
港湾法港湾施設一覧表


港湾法第2条第5項に規定する港湾施設			港区名					
			商	特殊 物資	工業	保安	マリナ	修景 厚生
第1号	水域施設	航路、泊地及び船だまり						
2	外かく施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁	○	○	○	○	○	○
3	けい留施設	岸壁、けい船浮標、けい船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場	○	○	○	○	○	○
4	臨港交通施設	道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート	○	○	○	○	○	○
5	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設	○	○	○	○	○	○
6	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋	○	③	○	○		
7	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	○	○			○	
8	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設	①	④	○		○	
8-2	船舶役務用施設	船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設(第13号に掲げる施設を除く。)、船舶修理施設並びに船舶保管施設	②	○	○	②	○	○
8-3	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設	○	○	○		○	○
9	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設	○	○	○	○	○	○
9-2	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設、その他の廃棄物の処理のための施設(第13号に掲げる施設を除く。)			○			
9-3	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他港湾の環境の整備のための施設	○	○	○	○	○	○
10	港湾厚生施設	船舶乗務員及び港湾労務者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設	○	○	○		○	○
10-2	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第14号に掲げる施設を除く。)	○	○	○	○	○	○
11	港湾施設用地	前各号の施設の敷地						
12	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設	○	○	○			
13	港湾役務提供用移動施設	船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水・給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両						
14	港湾管理用移動施設	清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設						

注) ①危険物倉庫(付帯施設としてのものを除く)、危険物置場、貯油施設を除く。 ②船舶修理施設、船舶保管施設を除く。 ③上屋を除く。 ④食糧サイロを除く

市長が指定する区域

(別表第1第10号関係(展示施設、会議施設及びホテルに係る部分))

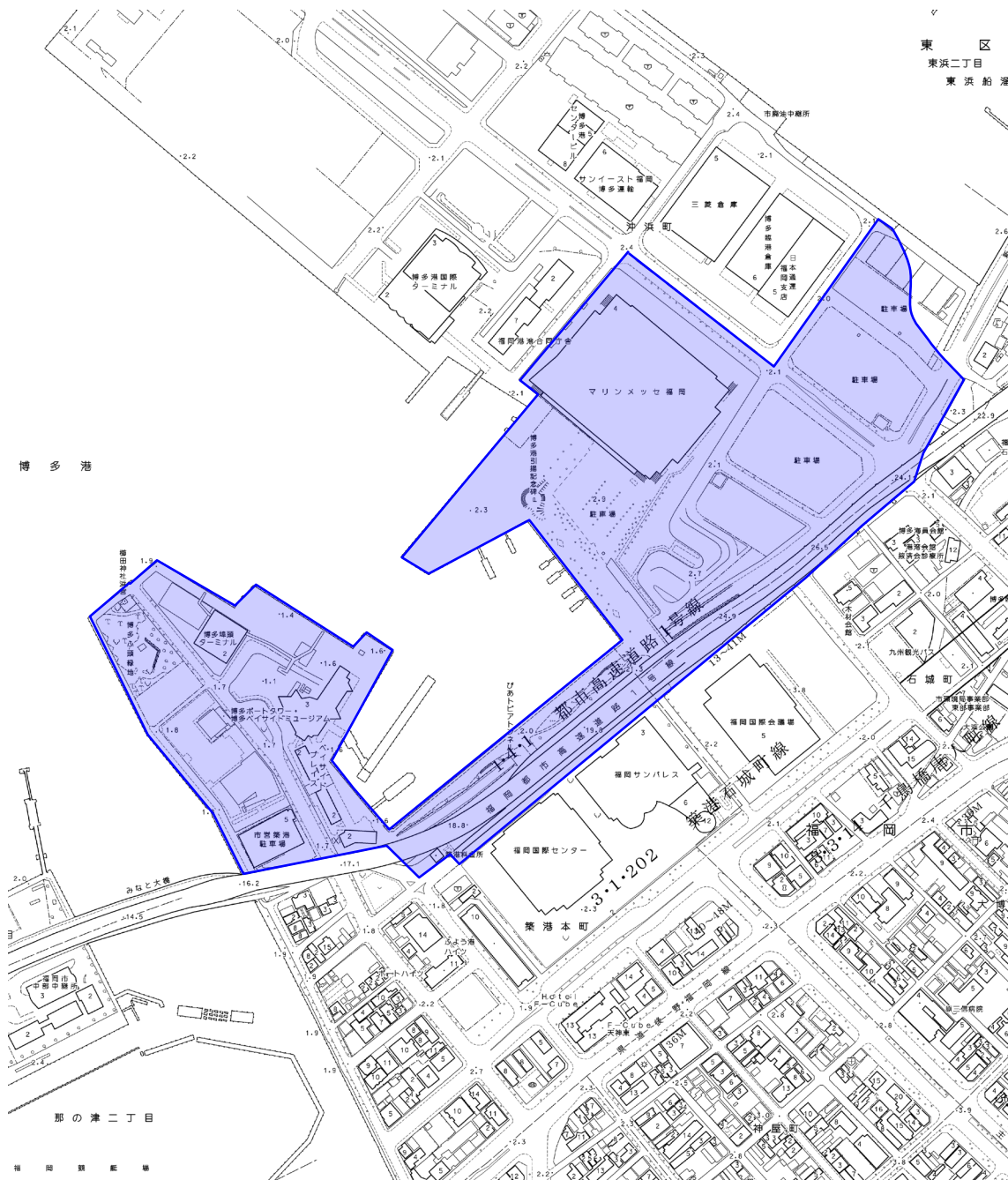



凡 例	
	市長が指定する区域

※ 上記、市長が指定する区域は、「福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成2年福岡市条例第25号)」に規定する「中央ふ頭地区地区整備計画区域」であり、同条例に基づく、建築物の制限を受ける区域でもある。

市長が指定する区域

(別表第1第10号関係(商店及び飲食店に係る部分))



凡 例	
	市長が指定する区域

※ 上記、市長が指定する区域のうち沖浜町の一部及び石城町の一部は、「福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成2年福岡市条例第25号)」に規定する「中央ふ頭地区地区整備計画区域」であり、同条例に基づく、建築物の制限を受ける区域でもある。

市長が指定する区域

(別表第6第2号、同表第3号及び同表第5号関係)



凡 例	
	市長が指定する区域

参 考 条 文

○港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律で「臨港地区」とは、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により臨港地区として定められた地区又は第三十八条の規定により港湾管理者が定めた地区をいう。

5 この法律で「港湾施設」とは、港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設をいう。

一 水域施設 航路、泊地及び船だまり

二 外郭施設 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、^{こう}閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

三 係留施設 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場

四 臨港交通施設 道路、駐車場、^{りょう}橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート

五 航行補助施設 航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

七 旅客施設 旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

八の二 船舶役務用施設 船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設

八の三 港湾情報提供施設 案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設

九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

十 港湾厚生施設 船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設

十の二 港湾管理施設 港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）

十一 港湾施設用地 前各号の施設の敷地

十二 移動式施設 移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

6～10 (略)

(昭二六法一九六・昭二七法一七一・昭二九法一一一・昭四二法一二七・昭四三法一〇一・昭四五法一三六・昭四六法七〇・昭四八法五四・平一一法八七・平一一法一六〇・平一二法三三・平一五法四一・平一七法四五・平二三法九・平二三法三七・平二八法四五・一部改正)

(分区の指定)

第三十九条 港湾管理者は、臨港地区内において左の各号に掲げる分区を指定することができる。

一 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域

二 特殊物資港区 石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域

- 三 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- 四 鉄道連絡港区 鉄道と鉄道連絡船との連絡を行わせることを目的とする区域
- 五 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- 六 バンカー港区 船舶用燃料の貯蔵及び補給を行わせることを目的とする区域
- 七 保安港区 爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
- 八 マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
- 九 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

- 2 前項の分区は、当該港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体）の区域の範囲内で指定しなければならない。

（昭四八法五四・一部改正）

（分区内の規制）

第四十条 前条に掲げる分区の区域内においては、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物であつて、港湾管理者としての地方公共団体（港湾管理者が港務局である場合には港務局を組織する地方公共団体であつて当該分区の区域を区域とするもののうち定款で定めるもの）の条例で定めるものを建設してはならず、また、建築物その他の構築物を改築し、又はその用途を変更して当該条例で定める構築物としてはならない。

- 2 港務局を組織する地方公共団体がする前項の条例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならない。
- 3 第一項の地方公共団体は、条例で、同項の規定に違反した者に対し、三十万円以下の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

（昭二九法一一一・平一二法三三・一部改正）

(違反構築物に対する措置)

第四十条の二 港湾管理者は、前条第一項の規定に違反して建設され、又は改築若しくは用途の変更により同項の条例で定める構築物となつた建築物その他の構築物については、その所有者又は占有者に対し、当該構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更をすべきことを命ずることができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(昭二九法一一一・追加、平五法八九・平一一法八七・一部改正)

(有害構築物の改築等)

第四十一条 港湾管理者は、分区内に存する建築物その他の構築物が、第四十条第一項の条例の制定施行によりその条例に定められたものに該当するに至り、且つ、当該分区の目的を著しく阻害するときは、当該構築物の所有者又は占有者に対し、当該構築物の改築、移転又は撤去をすべきことを命ずることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、港湾管理者が前項の命令をしようとする場合に準用する。

3 第一項の規定による命令によつて生じた損失に対しては、港湾管理者は、当該構築物の所有者又は占有者に対し、その命令がなかつたならば通常生じなかつた損失及び通常得らるべき利益が得られなかつたことによる損失を補償しなければならない。

4 前項の規定により補償を受けることのできる者が金額の決定について不服があるときは、その金額の決定の通知を受けた日から六箇月以内に、港湾管理者を被告として、訴えをもつて金額の増加を請求することができる。

(昭二九法一一一・昭三七法一四〇・平一一法八七・平一六法八四・一部改正)

(他の法令との関係)

第五十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条及び第四十九条の規定は、第三十九条の規定により指定された分区については、適用しない。

2～4 （略）

(昭二六法一九六・昭二九法一一一・昭三八法九九・昭三九法一六八・昭四三法一〇一・昭四五法一〇九・昭四八法五四・昭四八法八四・平一一法八七・平一八法三八・一部改正)

○博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和37年8月9日条例第37号）

（目的）

第1条 この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき、博多港の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例で「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」とは、それぞれ法第39条の規定により指定した「商港区」、「特殊物資港区」、「工業港区」、「保安港区」、「マリーナ港区」及び「修景厚生港区」をいう。

（禁止構築物）

第3条 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次の各号に掲げるものの以外のものである。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

- (1) 商港区の区域内においては、別表第1に掲げる構築物
- (2) 特殊物資港区の区域内においては、別表第2に掲げる構築物
- (3) 工業港区の区域内においては、別表第3に掲げる構築物
- (4) 保安港区の区域内においては、別表第4に掲げる構築物
- (5) マリーナ港区の区域内においては、別表第5に掲げる構築物
- (6) 修景厚生港区の区域内においては、別表第6に掲げる構築物

（分区の追加指定に伴う措置）

第4条 この条例の施行後法第39条第1項の規定に基づき新たに分区を指定した場合において、その分区指定の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

（罰則）

第5条 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和37年9月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則 (昭和50年2月24日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、この条例の規定の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則 (昭和60年3月4日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、この条例による改正後の博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の規定の適用については、現に存する構築物とみなす。

附 則 (平成8年12月19日条例第50号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第7号により平成9年2月24日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、この条例による改正後の博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の規定の適用について

は、現に存する構築物とみなす。

附 則（平成12年3月27日条例第54号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第11条及び第12条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月1日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

- (1) 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（危険物倉庫（付帯施設としてのものを除く。）、危険物置場、貯油施設、船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。）、
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、貿易関連業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設
- (3) 荷さばき施設又は保管施設に付属する卸売展示施設及び流通加工施設並びにこれらの付帯施設
- (4) トラクターミナル及び卸売市場並びにこれらの付帯施設
- (5) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、入国管理事務所、検疫所、植物防疫所、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) 港湾関係者のための銀行出張所及び保険事務所
- (7) 港湾関係者のための給油所
- (8) 港湾関係者のための展示施設及び会議施設

- (9) 港湾関係者のための商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号又は同条第6項各号に掲げる営業の用に供するもの（以下「風俗営業等施設」という。）を除く。
- (10) 市長が指定する区域内においては、展示施設及び会議施設並びにホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であって商港区の目的を著しく阻害しないもの

別表第2

- (1) 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設（上屋及び食糧サイロを除く。）
- (2) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業その他市長が指定する事業の用に供する事業所及びその付帯施設

別表第3

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
- (2) 原料又は製品の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存する製造業又はその関連事業の用に供する工場及び研究施設並びにこれらの付帯施設
- (3) 原料の全部又は一部の輸送を海上運送又は港湾運送に依存するガス事業又は熱供給事業の用に供する事業所及び研究施設並びにこれらの付帯施設
- (4) 税関、地方運輸局、地方整備局、海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

別表第4

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号の2、第9号、第9号の3及び第10号の2に掲げる港湾施設（船舶修理施設及び船舶保管施設を除く。）
- (2) 危険物倉庫、危険物置場及び貯油施設
- (3) 消火施設その他の危険防止施設

- (4) 給油業者その他危険物を取り扱う業者の事務所及びその付帯施設
- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設

別表第5

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船その他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上架施設
- (3) レクリエーション用船舶の利用者のための集会所及びクラブ事務所
- (4) レクリエーション用船舶の利用者のためにマリーナの付帯施設としてこれと一体的に整備されるスポーツ施設その他市長が指定する福利厚生施設
- (5) 海上保安部、臨港地区を管轄する警察署及び消防署その他市長が指定する官公署の事務所並びにその付帯施設
- (6) レクリエーション用船舶の利用者のためのホテル、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設。ただし、風俗営業等施設を除く。

別表第6

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第8号の2から第9号まで及び第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 市長が指定する区域内においては、図書館、博物館、水族館、展示施設、公会堂、展望施設その他市長が指定するこれらに類する施設であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの
- (3) 市長が指定する区域内においては、スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設その他市長が指定する福利厚生施設であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの
- (4) 海上保安部、警察署、消防署その他市長が指定する官公署の事務所及びその付帯施設

- (5) 市長が指定する区域内においては、休泊所、商店、飲食店その他市長が指定する便益施設（風俗営業等施設を除く。）であって修景厚生港区の目的を著しく阻害しないもの

○博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表に掲げる事業、官公署等の告示（平成25年告示第252号）

福岡市告示第252号

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第1第2号に掲げる市長が指定する事業、同表第5号に掲げる市長が指定する官公署及び同表第9号に掲げる市長が指定する便益施設並びに同表第10号に規定する市長が指定する区域を次のように定める。

なお、博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表に掲げる市長が指定する事業、官公署等の告示（平成9年福岡市告示第18号）は、本告示による指定の日をもって廃止する。

平成25年7月29日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定する事業、官公署、便益施設及び区域
 - (1) 別表第1第2号に掲げる市長が指定する事業
 - ア 水先案内業
 - イ サルベージ業
 - ウ 海事代理士業
 - エ 通関業
 - オ 港湾清掃業
 - カ その他港湾に関する事業
 - (2) 別表第1第5号に掲げる市長が指定する官公署
 - ア 地方農政事務所
 - イ 動物検疫所
 - (3) 別表第1第9号に掲げる市長が指定する便益施設
 - ア 郵便局
 - (4) 別表第1第10号に規定する市長が指定する区域
 - ア 展示施設、会議施設及びホテルに係る区域
福岡市博多区沖浜町及び石城町の各一部
 - イ 商店及び飲食店に係る区域
福岡市博多区沖浜町、石城町及び築港本町の各一部
- なお、関係図面は、本告示の日から福岡市役所港湾局総務部理財課において一般の縦覧に供する。
- 2 指定年月日
平成25年7月29日

○博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表に規定する
市長が指定する区域の告示（令和6年告示第78号）

福岡市告示第78号

博多港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例別表第6第2号、第3号及び第5号に規定する市長が指定する区域を次のように定める。

令和6年3月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 市長が指定する区域

福岡市東区香椎照葉七丁目29番1

なお、関係図面は、この告示の日から福岡市役所港湾空港局港湾振興部港湾管理課において一般の縦覧に供する。

2 指定年月日

令和6年3月28日